

提案地方公共団体等 提出資料

| 通番 | ヒアリング事項 | ヒアリング団体 | ページ |
|----|---|------------------|-------|
| 23 | 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく再生可能エネルギー発電の認定権限等の都道府県への移譲（2件） | 九州地方知事会 （福岡県） | 1 |
| | | 神奈川県 | — |
| 53 | 旅館業等の許可等に係る暴力団排除のための不許可事由の見直し（3件） | 九州地方知事会 （福岡県） | 2 |
| | | 九州地方知事会 （佐賀県） | 3 |
| 27 | 二級河川整備基本方針等に係る国の同意協議の廃止（3件） | 愛知県 | — |
| | | 愛媛県 | — |
| 30 | 公営住宅に係る規制緩和（3件） | 豊田市 | — |
| | | 松山市 | 4～5 |
| | | 兵庫県 | 6 |
| 58 | 公営住宅建替事業の施行要件の緩和（1件） | 愛媛県 | — |
| 50 | 県費負担教職員の人事権等の中核市等への移譲（7件） | 中核市市長会 | 7～20 |
| 14 | 医療用麻薬に係る小売業者間の譲渡に係る許可権限等の都道府県への移譲及び規制緩和（7件） | 京都府 | 21～34 |
| | | 長崎県 | 35～38 |

地方分権改革有識者会議 提案募集検討専門部会（ヒアリング資料）

平成26年8月19日
九州地方知事会（福岡県）

1.提案事項

「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づく指導・助言、報告徴収及び立入検査権限の移譲（管理番号369）

2.支障事例

地域においては、エネルギーの効率的利用（省エネルギー）とともに、エネルギーの多様化・分散化に寄与する再生可能エネルギーの導入拡大に向けた取組みを強化しているが、以下のような支障が生じている。

①再生可能エネルギー発電設備の電力網への系統連系制約への対応

再生可能エネルギー発電事業を計画する事業者から、電力会社との系統連系協議に関して、審査状況に関する照会や、審査結果*に関する相談が多く寄せられている。

しかし、都道府県には、電力会社からの報告徴収（法第40条）、指導・助言（法第4条、第5条）を行う権限がないため対応ができない。

* 審査結果に関する相談例

- ・系統連系量が上限に達しているとの理由で接続が認められなかった
- ・接続にあたって多額の工事費用を請求された〔資料1〕等

※再生可能エネルギーの普及拡大に伴い、系統連系に制約が生じている地域が拡大しており、事業者からの相談等が増えることが想定される〔資料2〕

②再生可能エネルギー発電設備の立地に関する対応

再生可能エネルギー設置のための造成工事等を原因とする土砂の流出、出水による被害などについて相談が寄せられている。

また、世界文化遺産への登録を目指す地域などにおいて、景観上の配慮を求めることができないかとの相談が寄せられている。〔資料3〕

しかし、都道府県には、再生可能エネルギー発電事業者からの報告徴収、立入検査（法第40条）を行う権限がないため対応ができない。

3.地方分権改革の必要性

分散型である再生可能エネルギー普及促進のためには、国における取組みの他、より現場に近い地方における取組みも重要。

事業者や地元住民などからも都道府県に多くの相談が寄せられていることを踏まえ、指導・助言、報告徴収及び立入検査権限を、並行権限として移譲することを求める。

地方分権改革に関する提案書「別紙」

提案事項：旅館業からの暴力団排除のための旅館業法の改正

提案県：福岡県、九州地方知事会

【 具体的な支障事例等について 】

- ① 指定暴力団傘下の組長に対し、会費名目で集めた金員を上納する団体が存在することが判明。その団体の幹部が、旅館業を営む会社の取締役であったが、旅館業法に、暴力団員又は暴力団と密接に関係する者に対する排除規定がなく、また、指定又は取消基準が限定的に定められていることから、排除することができない事例(法人としては1団体)があったもの。
- ② 現在、全国的に暴力団排除条例が制定され、暴力団が会合を開く会場として、ホテル・旅館等の利用を認めることは、暴力団への利益供与に該当し暴排条例違反となるため、暴力団の利用は困難となっている状況にある。
よって、会場を確保するために、暴力団が旅館等を経営するケースや大規模な建物を購入するケースもある。
- ③ 暴力団の旅館経営は、暴力団の資金源となることとはもちろんのこと、抗争事件による旅館襲撃等も想定されるところであり、その場合は一般宿泊者が事件に巻き込まれる危険性も高く、旅館業において暴力団排除を徹底することは極めて重要である。
※ 佐賀県唐津市において、暴力団幹部が社長を務める会社が、温泉宿泊施設を運営している事例有り
※ 本県北九州市を本拠に持つ指定暴力団が、ホテルや宴会場が使いづらくなったことから、集会所として事務所を開設したとの報道がなされた事例有り
(別添「新聞記事①」参照)

【 旅館業法に規定しなければならない必要性について 】

- ① 旅館業法第1条に法の目的として、公衆衛生の維持と同時に、「旅館業の業務の適正な運営を確保すること等により」「旅館業の健全な発達を図る」ことが規定されている。
業の健全な発達を図る上で、地域における支障事例を排除することは必要なことである。福岡県としては、暴力団関係者が業界に存在することにより、業務の運営が曲げられ、健全な発展を確保することができないことは明白であると考えている。
- ② 法の目的として、「業の健全な発達」が規定されている以上、同法において暴力団排除が行えるようにすることが必要である。
同様に、業の健全な発達を阻害する要因を排除するには、同法の中で規定することが不可欠と考える。
- ③ また、旅館業法の規定によらない形で条例を制定し、その条例により旅館業の規制を行った場合、司法において、法を超える規制自体が違法とされる恐れがある。
例としては、平成26年2月25日の京都地裁での判決として、風俗案内業条例の規定が、風営法を超える規制を行っていることをもって、「営業の自由を合理的裁量を超えて制限するもので違憲・無効」との判決がなされたというものがある。(別添「新聞記事②」参照)
当県としては、このような判決が下されるリスクをできるだけ排除する必要があると考えている。

採石法に係る暴排事案

【佐賀県】

- 平成25年8月、警察から、知事部局に対して、A社が暴力団と関係がある旨連絡があり、県として、A社を入札指名停止するとともに、平成26年1月に産廃収集運搬業の許可の取消を行った(廃掃法)。
- A社は採石法の登録事業者であつてが、採石法には、暴力団排除条項がないため、この登録取り消しはできなかったところである。
- なお、佐賀県においては、平成26年3月に、県が行う許認可等について点検を行い、福祉施設の指定・認可基準、旅館業法の許可基準、公衆浴場法の許可基準、興行場法の許可基準、化製場法の許可基準、と畜場法の許可基準、動物愛護法の登録基準、卸売市場の許可基準、屋外広告物の登録基準などに暴力団排除条項を設ける条例改正を行ったところである。
- これにより、反社会的存在である暴力団の排除に向けた取組が強化されることが期待されている。

【福岡県】

- 平成22年度に警察からの情報により、福岡県において、指定暴力団傘下の組長に対し、会費名目で集めた金員を上納する団体が存在することが判明。
- その団体の幹部が、採石業を営む会社の取締役であつたが、採石法に、暴力団員又は暴力団と密接に関係する者に対する排除規定がなく、また、登録又は取消基準が限定的に定められていることから、排除することができない事例(3社)があつた。

【参考資料】公営住宅における寡婦(夫)控除のみなし適用について

●みなし寡婦控除適用対象世帯の推計

平成26年7月末現在

| | | |
|---------|----------|--------|
| 管理戸数 | 入居世帯 | ひとり親世帯 |
| 4,645 戸 | 4,061 世帯 | 773 世帯 |

※全児童扶養手当受給者数の内、未婚の受給者数は約10%(福祉部局より)

773 世帯 × 10% ≒ 77 世帯

●市営住宅の家賃算定について

$$\boxed{\text{家賃}} = \text{家賃算定基礎額} \times \text{市町村の係数} \times \text{規模係数} \\ \times \text{経過年数係数} \times \text{利便性係数}$$

| 区分 | 分位 | 政令月収 | 家賃算定基礎額 |
|--------|----|-------------------|---------|
| 一般世帯 | 1 | 0円～104,000円 | 34,400円 |
| | 2 | 104,001円～123,000円 | 39,700円 |
| | 3 | 123,001円～139,000円 | 45,400円 |
| | 4 | 139,001円～158,000円 | 51,200円 |
| 裁量階層 | 5 | 158,001円～186,000円 | 58,500円 |
| | 6 | 186,001円～214,000円 | 67,500円 |
| 収入超過対象 | 7 | 214,001円～259,000円 | 79,000円 |
| | 8 | 259,001円～ | 91,100円 |

$$\boxed{\text{政令月収}} = \{(\text{世帯の年間所得金額}) - (\text{控除額})\} \div 12 \text{ 月}$$

※所得税法に基づく所得

【控除額の種類】※公営住宅法施行令による

| 種類 | 控除額 |
|----------------|-------------|
| 同居親族控除 | 38万円 |
| 扶養控除 | 25万円 |
| 老人扶養控除 | 10万円 |
| 寡婦(夫)控除 | 27万円 |
| 障害者控除 | 27万円 |
| 特別障害者控除 | 40万円 |

※所得税法に規定する寡婦(夫)

【参考1】市営住宅制度における比較

| 区分 | 婚姻歴のある母子世帯 | 非婚母子世帯 | 根拠など |
|-----------------------------|------------|--------|--|
| 家賃算定時の寡婦控除 | ○(27万円) | × | 公営住宅法・施行令 |
| 募集時の優遇 | ○ | ○ | 市営住宅条例・施行規則 ※父子家庭については対象外のため現在検討中 |
| 収入基準の緩和 ※6分位まで申込可(通常4分位) | ○ | ○ | 市営住宅条例・施行規則 ※中学校修了前の子供がいる世帯が対象 ※収入による分位の決定には非婚母子世帯には寡婦控除の適用無し。 |

【参考2】寡婦控除を適用した場合の家賃算定例（松山市営太山寺団地第1号棟）

○非婚母子3人世帯として

年間給与収入 約350万円 ※児童扶養手当は除く

所得控除後の所得金額 227万円

(現行)

政令月収 = { 227万円 - 76万円 } ÷ 12 ≒ 12万5千円 (収入分位③)
(所得金額) (同居親族控除) →家賃額 35,200円

(みなし寡婦控除を適用した場合)

政令月収 = { 227万円 - 76万円 - 27万円 } ÷ 12 ≒ 10万3千円 (収入分位①)
(所得金額) (同居親族控除) (寡婦控除) →家賃額 26,700円

※家賃の差額…月額8,500円

兵庫県営住宅の管理戸数・入居状況調べ

兵庫県県土整備部住宅管理課

1 時 点 : 平成26年3月31日現在

2 対 象 : 一般県営住宅(特別賃貸住宅を除く)

3 管理戸数 : 52,404戸

4 入居戸数 : 48,526戸(うち政策空家※2,988戸)

※政策空家とは、建替住宅、用途廃止住宅等の空家で、入居斡旋が出来ない住戸を指す

5 入居率 : 92.6%